

第2回 金属盗対策に関する検討会 資料

目次

1. 金属盗の最近の状況

2. 金属盗対策の在り方

(1) 基本的な方向性

(2) 買受け規制の在り方

(3) 犯行用具規制の在り方

(4) その他の対策

1. 金属盗の最近の状況

最近の被害状況

金属盗の認知状況

令和6年中の認知件数の推計値
21,470件

(令和6年1月～10月の認知件数(暫定値)を基に算出)



直近の被害事例

- 令和6年9月、スキー場で
リフト制御用の銅線ケーブル
(被害総額300万円)が窃取されたもの。
【群馬県】
- 令和6年10月、漁港の電柱から、
電線1,600メートル(被害総額400万円)
が窃取されたもの。
【千葉県】
- 令和6年10月及び11月の2回にわたり、
太陽光発電施設から、金属ケーブル約3,900メートル
(被害総額約3,900万円相当)が窃取されたもの。
【山梨県】

⇒ 令和6年は、令和5年を更に上回るペースで金属盗が発生しており対策は急務

事例（タイ人窃盗グループによる金属ケーブル窃盗）

令和6年5月に東京都西多摩郡日の出町の太陽光発電施設から銅線ケーブルおよそ840メートルを盗んだ疑いで、同年10月にタイ人4名を逮捕（4名とも不法残留）。【警視庁】

⇒ このグループが1都7県の太陽光発電施設で60件以上の窃盗を繰り返し、被害総額は1億円を超えるとみて捜査中。

被害に遭った施設



ケーブルの切断状況



押収した犯行用具



ボルト
クリッパー



ケーブル
カッター

2. 金属盗対策の在り方

(1) 基本的な方向性

法律による対応の必要性

第1回検討会での御意見

- ・ 世界的なカーボンニュートラルの流れの中で、鉄スクラップ価格が高騰しており、2050年に向けて鉄スクラップ価格は更に強含みで推移する可能性もあり、金属盗も更に増加すると予想される。
- ・ 鉄と同様に、銅価格も上昇しており、これに伴い、盗難被害も増加すると予想される。
- ・ 現状、金属くずの買取りに関する規制は、一部の県等で条例が制定されているが、条例は罰則が軽いほか、条例が制定されていない県等に持ち込まれてしまうといった問題があるため、法律で全国に規制の網をかけてもらいたい。

カーボンニュートラルをめぐる情勢（資源エネルギー庁「令和3年度エネルギーに関する年次報告」）

- ・ 令和2年10月、菅内閣総理大臣（当時）が所信表明演説の中で2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言
- ・ 令和3年11月時点で、154か国・1地域が2050年等の年限を区切ったカーボンニュートラルの実現を表明している。

自治体からの要望（法律による対応を望む旨のもの）

- ・ 1都9県議会議長会要望「急増する金属盗被害を防止するための法整備を求めることについて」（令和6年10月）

銅業界からの要望（金属くずの取引等に関して規制や取締りの強化を望む旨のもの）

- ・ （一社）日本電線工業会・（一社）日本伸銅協会「銅使用製品の盗難対策の強化のお願いについて」（令和6年11月）



論点案

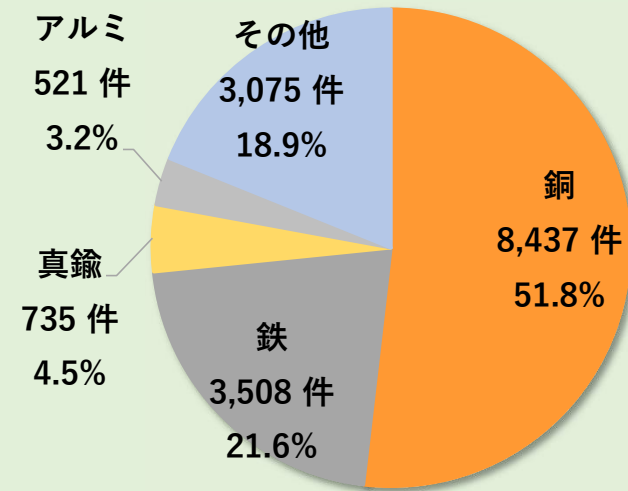
- 今後も金属盗が続く可能性は高く、金属盗の防止を目的とした全国一律の法律による迅速な対応が必要か。

各種規制を設ける場合に規制対象とする金属

第1回検討会での御意見

- ・ 業者に対して新たな規制を設けることも考えられるが、その際には違法不当な業者だけでなく適正な業者も規制の対象になるため、規制の目的と業者全体に課される負担とが均衡している必要がある。
- ・ 金属くず買取り業者には、特定の金属のみを取り扱う業者と、鉄や非鉄、紙といった素材まで総合的に取り扱っている業者の両方が存在するが、銅のみを取り扱っているような業者は少数である。

被害品の材質別 金属盗認知件数（令和5年）



論点案

- 金属盗の防止という目的のために必要最小限の規制とする観点からは、銅等の特に被害実態の多い金属を中心に規制することが考えられるか。
- 他方で、今後、金属価格の変動等により、異なる金属の盗難被害が増加することもあり得ることから、その時々^{（トキトキ）}の犯罪情勢に応じて、規制対象とする金属を追加する必要があるか。

2. 金属盗対策の在り方

(2) 買受け規制の在り方

本人確認等①

第1回検討会での御意見

- ・ 適正な業者は、買取りの度に伝票管理や帳簿の記載、身分確認を行い、個人が大量の持ち込みをしてくるような不審な場合は断ったり、会社名の取引にしてもらった上で法人番号を提示してもらったりといった対応を行っている。一方で、不適正な業者はそのような手続きをほとんど行っておらず、盗品であろうとなんであろうと構わず買い受けているところもあると思われる。
- ・ 適正な業者にとっては、一定基準の本人確認と取引記録の保管などの義務付けは過剰な負担とはならないと思われ、少なくとも古物営業法程度のものでは十分対応できると思われる。



論点案

- 金属くず買取業者に対し、本人確認義務を課すことが考えられるか。この点、犯行の実態を踏まえると、例えば、顔写真付きの本人確認書類による本人確認が効果的か。
- 金属くず買取業者に対し、本人確認の記録の作成及び保存義務を課すことが考えられるか。
- 金属くず買取業者に対し、取引の記録の作成及び保存義務を課すことが考えられるか。

(参考) 古物営業法と犯罪収益移転防止法における本人確認

項目	古物営業法	犯罪収益移転防止法
確認対象	取引の相手方（<u>自然人のみ</u>）	- 取引の相手方（<u>自然人又は法人</u>） <u>現に取引の任に当たっている自然人</u>
確認方法	- 身分証明書等（<u>顔写真の有無は問わない。</u>）の提示を受ける方法 - 相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせる方法 - 住所、氏名等が記載され、古物商等の面前で署名させた文書の交付を受ける方法 - 電子署名、印鑑登録証明書、本人限定受取郵便物等、ICチップ情報、公的個人認証等を用いる方法 等	<u>顔写真付き</u>本人確認書類の提示を受ける方法 - 顔写真の無い本人確認書類の提示を受けることに加え、追加の本人確認書類の提示若しくは送付を受け、又は、顧客等の住居に宛てて取引関係文書を書留郵便等として転送不要郵便物等により送付する方法 - 電子署名、本人限定受取郵便、ICチップ情報、公的個人認証等を用いる方法 等
記録の保存期間	3 年間	7 年間

本人確認等②

第1回検討会での御意見

- ・ 業者に対して新たな規制を設けることも考えられるが、その際には違法不当な業者だけでなく適正な業者も規制の対象になるため、規制の目的と業者全体に課される負担とが均衡している必要がある。
- ・ 鉄スクラップの買取りについて、総額1万円未満の取引はほとんどない。例えば、グレーチングであれば、1枚だけ持つてくるということはまずあり得ず、20枚、30枚あれば1万円は優に超えてしまう。
- ・ 非鉄スクラップの買取りについても、現状で、総額1万円以下の取引はほとんどない。
- ・ 適正な業者では、金属価格の高騰によって1回当たりの取引金額が高額となっているため、現金取引は大分少なくなってきており、振込による取引が多くなってきていると思われる。一方で、不適正な業者は基本的には現金取引のみというところが多いと思われる。

検挙事例

- ・ 公園から窃取されたグレーチング2枚（合計100kg）が、4,700円で売却されていたもの。

項目	古物営業法	犯罪収益移転防止法
確認が不要な場合	・ <u>総額1万円未満の取引の場合（※）等</u> ※ 以下の古物については総額1万円未満でも確認が必要 自動二輪車及び原動機付自転車、ゲームソフト、CD・DVD等、書籍 → 確認不要の場合は、帳簿の記載も不要	・ <u>過去に確認済みの顧客等との一定の取引</u> ・ <u>貴金属等の売買（※）について、代金の支払の方法が現金以外のもの等</u> ※ 200万円を超えるものに限る。 → <u>確認不要の場合も、基本的に、取引記録の作成は必要</u>

論点案

- 金属くずの買取りについては、適正な業者にとってほとんど負担軽減とならない一方で、抜け穴となるおそれがあることから、1万円未満の取引に関する本人確認義務等の免除は不要か。
- 一方で、盗品が持ち込まれるリスクが低いと考えられる場合（例えば、2回目以降に同じ相手方名義の口座への振込を行う場合等）には、金属くず買取り業者の負担軽減の観点から、本人確認義務を免除することが考えられるか。

盗品である疑いがある場合の申告等

第1回検討会での御意見

- ・ 適正な業者は、買取りの度に伝票管理や帳簿の記載、身分確認を行い、個人が大量の持ち込みをしてくるような不審な場合は断ったり、会社名の取引にしてもらった上で法人番号を提示してもらったりといった対応を行っている。一方で、不適正な業者はそのような手続きをほとんど行っておらず、盗品であろうとなんであろうと構わず買い受けているところもあると思われる。
- ・ 事業者としては盗難品を買ってはならないということは当然認識しているが、金属スクラップは盗品かどうか外形的に分かりづらいところがある。

古物営業法

- ・ 古物商は、買受け等を行おうとする古物について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。（第15条第3項）
- ・ 都道府県公安委員会は、盗品等の売買の防止に資するため、古物商等から構成される盗品売買等防止団体に対して、盗品等に関する情報の提供を行うことができる。（第26条）



論点案

- 金属くず買取り業者に対し、盗品である疑いがある場合の申告義務を課すことが考えられるか。
- また、上記の申告や、金属くず買取り業者を利用した盗品の処分の防止に資するため、警察から金属くず買取り業者に対して、盗品に関する情報を提供することが考えられるか。

監督等

第1回検討会での御意見

- ・ 東南アジアや中国といった日本国外では、リサイクル業がライセンス制になっているため非常に参入のハードルが高い一方で、日本国内では、金属リサイクラーとしての許認可がないため参入のハードルが低いことから、他国での輸入規制の動きもあり、日本でリサイクル業を始める海外の事業者が非常に増えてきており、悪質業者も増えてきている。
- ・ 各種法令を遵守している適正業者は、各種法令を遵守していない不適正業者との価格競争で不利になってしまう。
- ・ コンプライアンス意識の低い業者が増えてくる中で、「悪貨が良貨を駆逐する」ような状態になっていく。コンプライアンス意識の低い業者は、盗難品の買取りに関しても全く抑制が利かない。
- ・ 業者に対して新たな規制を設けることも考えられるが、その際には違法不当な業者だけでなく適正な業者も規制の対象になるため、規制の目的と業者全体に課される負担とが均衡している必要がある。



論点案

- 金属くずの買取り業について、法律による規制がなく、全国的な実態把握ができない現時点においては、少なくとも届出制を設け、実態の把握や各種義務履行の監督を可能とする必要があるか。
- 警察から盗品に関する情報の提供を行うためにも、届出制等により実態を把握する必要があるか。

2. 金属盗対策の在り方

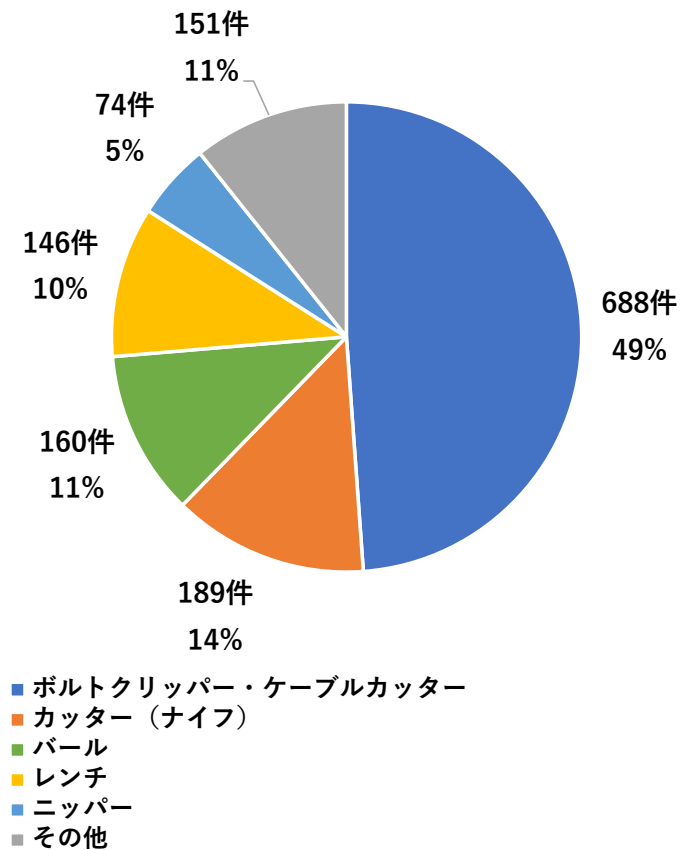
(3) 犯行用具規制の在り方

金属盗において用いられる犯行用具①

第1回検討会資料から再掲

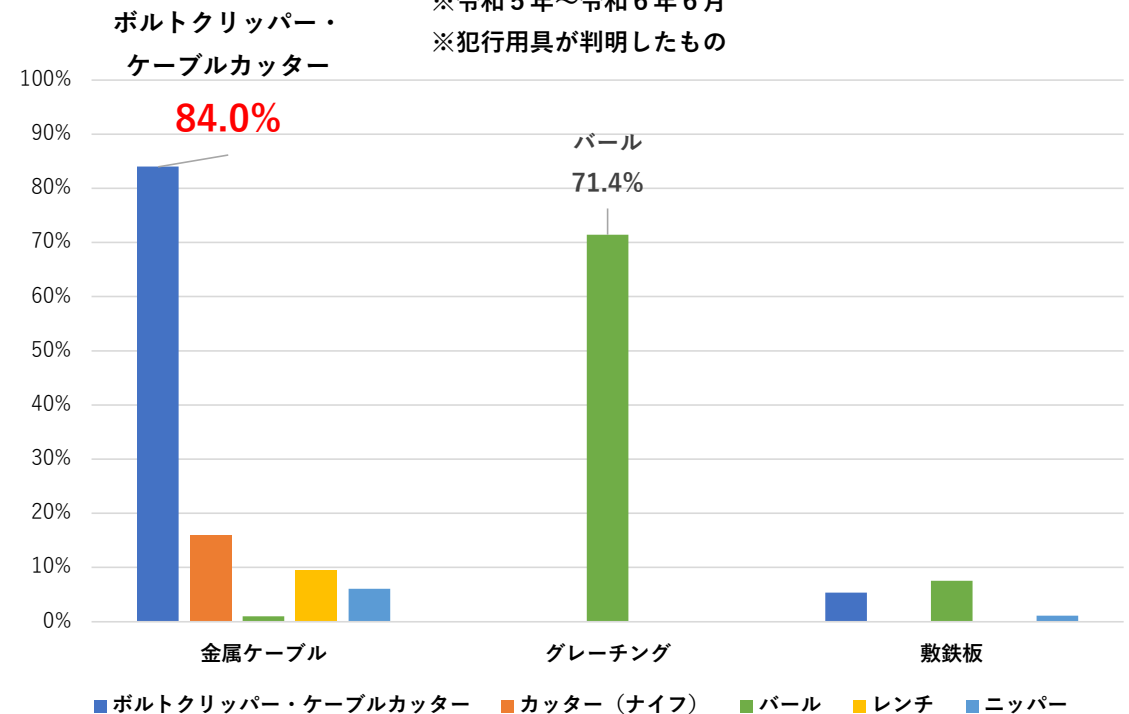
金属盗における犯行用具 ※実務統計

※令和5年～令和6年6月
※犯行用具が判明したもの



被害品目別の犯行用具割合 ※実務統計

※令和5年～令和6年6月
※犯行用具が判明したもの



・ ボルトクリッパー

⇒鉄線等の切断に用いられる工具だが、ケーブルの切断も可能

・ ケーブルカッター

⇒ケーブルの切断に特化した工具

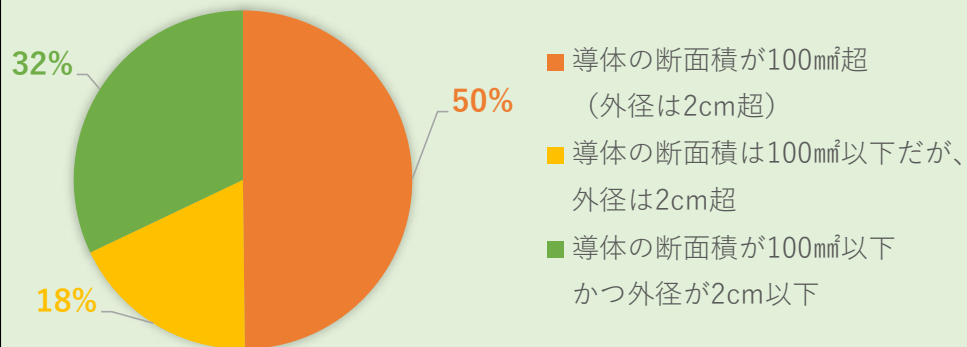


金属盗において用いられる犯行用具②

第1回検討会での御意見

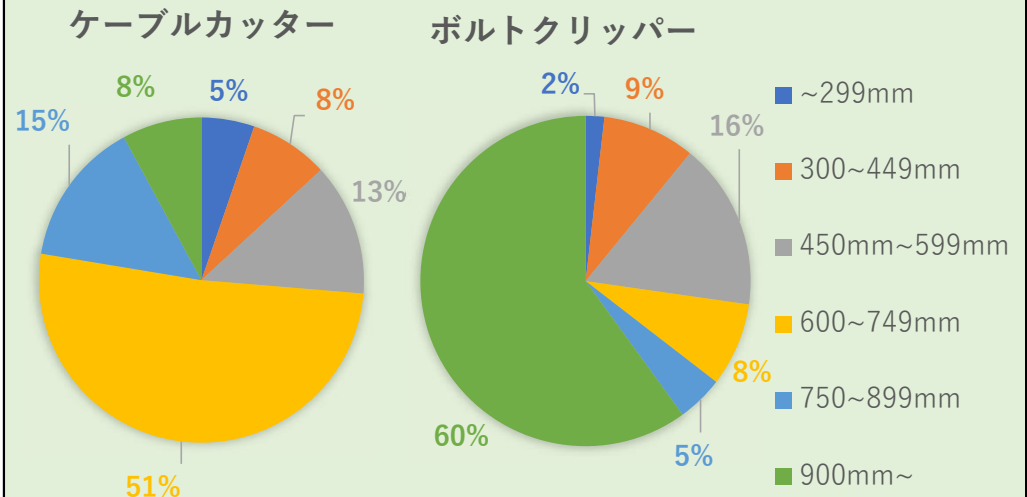
- ・太陽光発電施設では、一般的な住宅で通常使われているよりも太いケーブルが設置されており、そこが狙われている。

被害品たる金属ケーブルの太さ
(太さが判明したケース (R5.1~R6.6) の分析)



- ※ 太陽光発電施設等で一般に用いられているケーブルでは、導体の断面積が100mm²の場合、外径は約2cmとなる。
- ※ 複数の導体が束ねられているケーブル等では、各導体の断面積が100mm²以下であっても、外径が2cmを超えることがある。

犯行に使用された工具の長さ
(長さが判明したケース (R5.1~R6.6) の分析)



論点案

- 金属盗の犯行に用いられるおそれの大きい一定のケーブルカッターやボルトクリッパーを規制することが考えられるか。
- 他方で、今後、異なる犯行用具を使用した犯行が増加することもあり得ることから、その時々の犯罪情勢に応じて、規制対象とする工具を追加する必要があるか。

犯行用具規制を設ける場合の規制の在り方

第1回検討会での御意見

- ・ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律は、規制対象とするドライバーやバール等の指定侵入工具に、いわゆる特殊開錠用具とは異なり、正当な目的にも利用できる通常の道具であるという側面があるため、処罰範囲を限定する趣旨で、単純所持ではなく、隠匿携帯を処罰対象としていると考えられる。金属盗において犯行用具として用いられるボルトクリッパーやケーブルカッターなどの工具の所持や携帯の規制を検討する場合にも、同様に処罰範囲の限定が必要と思われるが、その際は、同法における規制の在り方が一定程度参考になるのではないか。



論点案

- 一定のケーブルカッターやボルトクリッパーを規制する場合にも、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律におけるドライバーやバールと同様に、隠匿携帯を処罰対象とすることが考えられるか。

参考

- ・ 国会答弁（平成15年5月27日 第156回国会（参）内閣委）（瀬川生活安全局長（当時））
…ドライバー等の指定侵入工具…は、現実建物への侵入という法益侵害に結び付く蓋然性が他の工具に比べて高い、実際に非常に使われているわけですから…その意味で他の工具よりは危険性が高いと言える。ただ、一方、…広く国民生活に普及をしているものである、…規制の対象物を危険性の高い工具に限定をした上で、しかもその規制の対象となる行為につきましては、所持にまで拡大するということはせずに、軽犯罪法と同様に隠匿携帯にとどめておく…
- ・ 「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」制定時の通達（平成15年8月1日付け生活安全局長ほか）
「隠して」とは、他人が通常の方法で観察した場合にその視野に入らないような状態におくこと、つまり、普通では人の目に触れにくいようにすることをいう。「隠して」に当たる具体的な例としては、服のポケット内や上着の内側にしまったり、鞆や袋の中に入るなどにより、他人の目に触れないような状態におくことが挙げられる。

2. 金属盗対策の在り方

(4) その他の対策

金属盗難の防止に資する情報の周知

第1回検討会での御意見

- ・ 屋外にただ転がしてあるような太陽光発電施設のケーブルは、簡単に盗まれてしまうため、仕切りを設ける等の何らかの対策をしなければ、窃盗はなかなか減らないのではないか。

事業者による対策

対策の種類	対策の方針	具体的な対策
人的警備	人の目による監視で発電所への侵入を防止	➢ 巡回警備や常駐警備の導入
ハード対策 ※ケーブル自体に対する対策	盗難の目的物である銅を排除	➢ アルミケーブルの採用
	ケーブルへのアクセスを防止	➢ ケーブルを埋設 ➢ 地表に露出しているケーブル配管をコンクリートでカバー ➢ ハンドホールへの物理的対策 ➢ 発電所内で使用するカギを特殊鍵に変更
	侵入やその後の動きの監視・威嚇	➢ 侵入を検知して音や光で威嚇 ➢ 複数箇所を監視できるようカメラを設置
ソフト対策 ※ケーブル以外における対策	発電所への侵入を防止	➢ 発電所外周を囲う機械警備システムの導入 ➢ より強固なフェンスの採用
	防犯対策や管理状況の周知	➢ 防犯対策を実施している旨が記載された看板の設置 ➢ 草刈りなど定期的な場内メンテナンスの実施

【出典】

一般社団法人 太陽光発電協会（JPEA）・一般社団法人 再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）
「太陽光発電の持続可能な保険契約・運用の実現に向けた提言書」（2024年10月16日）13ページ

警察からの情報提供の例

茨城県警察

群馬県警察

養鶏場を狙った銅線窃盗が発生

県内では、養鶏場を狙った銅線窃盗が連続で発生しています。養鶏場だけでなく、他の畜産場も被害に遭う可能性がありますので、被害に遭わないよう対策をお願いします。

犯行の特徴

- ・ 犯行は夜間に行われます
- ・ 犯行前の昼間に現場を下見することがあります
- ・ 犯人は凶器を持っている可能性もあります
- ・ 犯行時、車両を畜舎付近に駐車します

被害防止対策のポイント

- 門扉の施錠
- センサーライト、防犯カメラを多数設置
- 機械警備や電源が切断された場合の通報・侵入された場合の警報装置の吹鳴等の仕組みを導入
- 畜舎への車の横付けを防止（道路脇は要注意）
- 不審者や不審車両を見かけたら、近づくずにすぐに110番通報

群馬県警察 027-243-0110

兵庫県警察

防犯ニュース

発行年月日：令和6年11月6日
発行：兵庫県警本部生活安全企画課

ハード面・ソフト面での防犯対策が必要

ハード面対策	ソフト面対策
アルミ製のケーブルの導入	定期的な見回りを実施
防犯カメラや防犯ライトの設置	周囲からの見通しをよくする
高いフェンスや有刺鉄線の設置	民間警備会社との協力的な運用
フェンスセンサー・機械警備・警報装置の導入	業者間同士の情報共有

論点案

- 太陽光発電事業者等における自主防犯対策を更に促進し、盗難の防止に資するため、警察から太陽光発電事業者等に対して防犯情報を周知することが考えられるか。